



新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ

問 保健センター(☎82-8211)

※11月4日(金)時点の情報です。最新の情報は市ホームページ等をご確認ください。

次の新型コロナウイルスの流行を抑えるためにも年末までにオミクロン株対応2価ワクチンによる追加接種をおすすめします。

▼接種間隔が3か月になりました。

オミクロン株対応ワクチンについて、初回接種(1、2回目接種)を完了した12歳以上の3回目以降の追加接種は、前の接種からの接種間隔が3か月へ短縮されました。これに合わせて別表の通り接種券を発送します。

▼年末年始のコールセンターおよび入力支援窓口について

12月29日(木)～令和5年1月3日(火)は休止します。この期間に予約する場合は、予約システム(右記QRコード)をご利用ください。

▼乳幼児用ワクチンの接種について

新型コロナウイルスワクチンについて、生後6か月～4歳の乳幼児への接種が始まっています。対象者には接種券を送付しました。乳幼児用ワクチンは実施医療機関へ直接予約してください。インフルエンザワクチン以外の予防接種とは2週間以上の接種間隔を空ける必要がありますので、接種スケジュールについては主治医とご相談ください。

ワクチンを受ける際には、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について、正しい知識を持っていただいたうえで、保護者の意思に基づいて接種をご判断ください。

詳細は市ホームページまたは送付されるお知らせをご確認ください。

接種完了日	発送日
9月 1日～ 5日	12月 5日
9月 6日～11日	12月12日
9月12日～18日	12月19日
9月19日～21日	12月21日
9月22日～30日	12月23日※

※12月末頃に接種間隔3か月を経過する人については、予約の関係で通常よりも早く送付しますが、接種は3か月を経過する必要があります。



知立市新型コロナウイルスワクチン接種専用コールセンター

☎0566-93-3320

月曜日～土曜日(祝日除く) 午前9時から午後5時

【対応言語】日本語、ポルトガル語、英語、タガログ語、ベトナム語



水道料金の基本料金4か月分を免除します

問 水道課 料金係 (☎95-0132)

コロナ禍での物価高騰による経済的な負担を軽減するため、水道料金の基本料金を免除します。※官公庁は対象外です。

内 水道料金の基本料金(税込)を4か月(2期)分免除

※基本料金は水道メーターの口径によって異なります。

※水道料金は2か月に1回の請求(1期)です。

(例)一般家庭で口径13ミリの場合は2,464円(税込)、口径20ミリの場合は6,028円(税込)が免除となります。

時 ・請求月が奇数の場合・・・1月(12月検針分)および3月(2月検針分)

・請求月が偶数の場合・・・2月(1月検針分)および4月(3月検針分)

▼免除手続は不要です

水道料金(基本料金+従量料金)から基本料金(税込)を差し引いた金額を請求します。

水道料金の基本料金4か月(2期)分

(税込円)

口径(mm)	2か月(1期分)	4か月(2期分)
13	1,232	2,464
20	3,014	6,028
25	5,500	11,000
40	16,830	33,660
50	24,926	49,852
75	62,370	124,740

